

# ● 高齢者在宅福祉サービスのご案内 ●

町では、在宅の高齢者及びご家庭で高齢者の介護をされているご家族の人を対象に様々なサービスを用意しています。

## ●ねたきり老人等介護手当支給

▼対象者＝65歳以上で要介護度3以上の高齢者と同居し、在宅で介護している人。

▼内容＝月額3,000円の介護手当を支給します。

## ●老人福祉車購入助成

▼対象者＝おおむね65歳以上の高齢者もしくは60歳以上の身体障害者で、日常歩くのに杖などを必要としている人。

▼内容＝老人福祉車（シルバーカー）購入費の1/3を助成します（限度額5,000円）。

## ●安否確認・緊急通報システムの貸与

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、持病等で緊急時に不安のある人。

▼内容＝病気などの緊急時に通報センターに通報する装置、安否確認センサーを貸与いたします。

## ●寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの家庭、及び要介護度4以上の在宅の高齢者で、寝具の衛生管理が困難な人。

▼内容＝寝具類等一式（掛布団、敷布団、毛布）の洗濯、乾燥消毒（年2回まで）。自己負担700円/1回

## ●老人日常生活用具等給付

▼対象者＝おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮を必要とする人。

▼内容＝電磁調理器、火災警報機、自動消火器を給付いたします。ただし、前年度所得金額に応じて自己負担をいただく場合があります。

## ●介護用品支給

▼対象者＝要介護度4以上で、町民税非課税世帯の高齢者を自宅で介護している人。

▼内容＝紙おむつなどの介護用品と引換のできる15,000円分の給付券を年5回支給します。

### 現在受付中です

今年度の給付券の支給が7月から始まりますので、現在申請を受け付けています。

昨年度支給していた人も改めて申請が必要です。



## ●社会福祉法人の利用者負担額の軽減

▼対象者＝町民税非課税世帯であって下記の要件をすべて満たす人。

- ・年間収入が単身世帯で150万円、一人増えるごとに50万円加算した額以下であること。
- ・預貯金が単身世帯で350万円、一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- ・居住用以外に資産がないこと。
- ・親族等に扶養されていないこと。
- ・介護保険料を滞納していないこと。

▼内容＝社会福祉法人の提供する介護サービスの自己負担額を標準で25%軽減します。

▼申請・問い合わせ先＝

保険課 高齢者支援係 ☎9 1 2 9

## 介護保険施設入所（短期入所）の 食費・居住費（滞在費）減額申請

次の対象者は、申請をすると、介護保険施設に入所（短期入所）したときの負担が軽くなります。すでに負担の軽減を受けている人も6月で有効期限が切れますので、7月中旬に申請してください。

▼対象者＝世帯全員が平成20年度市町村民税非課税の人

▼申請に必要なもの＝平成20年1月1日現在、上三川町に住所が無かつた人は次の書類が必要です。

・平成19年の所得等を証明する書類（公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類）



▼申請・問い合わせ先＝  
保険課 介護保険係

☎9 1 0 2